

南相馬市マッサージ等施術費助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、70歳以上の者又は身体障がい者に対し、マッサージ等の施術に要する費用（以下「施術費」という。）の一部を予算の範囲内で助成することにより、健康の保持、心身の疲労回復を図り、もって福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、「身体障がい者」とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定に基づく身体障害者手帳の交付を受けた者をいう。

(助成対象者)

第3条 施術費の助成対象者は、市内に住所を有する者で、次の各号のいずれかに該当する市県民税非課税又は市県民税が均等割のみ課税のものとする。

- (1) 70歳以上の者
- (2) 身体障害者手帳1級及び2級の交付を受けた者

(助成の対象とする施術の内容)

第4条 助成の対象となる施術の内容は、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第1条の規定により免許を受けた者（以下「施術者」という。）のうちから次条の規定により市長が指定した者（以下「指定施術者」という。）が行うあん摩、マッサージ若しくは指圧、はり又はきゅう等の施術とする。

(指定施術者の指定)

第5条 指定施術者の指定を受けようとする者は、マッサージ等施術者指定申請書（様式第1号）に、あん摩マッサージ指圧師免許証、はり師免許証、きゅう師免許証の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書を受理した場合には、速やかに内容を審査し、施術者として適当と認めるときは、マッサージ等施術者指定証（様式第2号。以下「施術者指定証」という。）を申請者に交付し、施術者として指定するものとする。

(助成金額等)

第6条 施術費の助成の金額は、年間6,000円を限度とし、助成の方法は、1枚につき施術費1,000円分の支払いに充てることができる利用券を交付することにより行う。

(助成の申請)

第7条 施術費の助成を受けようとする者は、マッサージ等施術費助成申請書(様式第3号)により市長に申請しなければならない。

(決定通知書及び利用券の交付等)

第8条 市長は、前条の申請があった場合は、速やかに内容を審査し、利用決定を認めるときは、マッサージ等施術費助成事業利用決定通知書(様式第4号。以下「決定通知書」という。)及びマッサージ等施術利用券(様式第5号。以下「利用券」という。)を申請者に交付するものとする。

2 利用券の交付枚数は6枚とする。ただし、年度の途中で利用券の交付を受ける者にあつては、別表のとおりとする。

3 利用券は、原則として再交付しないものとする。

(利用券の利用方法)

第9条 前条第1項の決定通知書及び利用券の交付を受けた者(以下「利用者」という。)が、指定施術者の施術を受ける場合には、あらかじめ指定施術者に決定通知書及び利用券を提示しなければならない。

2 利用者は、施術費から第6条の助成金の額を控除した額を指定施術者に支払うものとする。

3 利用券の使用については、1度の施術に対し1枚とする。ただし、1,000円未満の施術費に対しては、使用することができない。

(台帳の整備)

第10条 市長は、マッサージ等施術者指定証交付状況及び決定通知書並びに利用券の交付状況を明確にするため、施術者指定証交付台帳又は決定通知書及び利用券交付台帳を整備しておくものとする。

(助成金の請求及び支払)

第11条 指定施術者が、利用券により施術した場合は、前月において実施した施術に係る利用券及びマッサージ等施術費助成金請求書(様式第6号)を毎月10日までに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があった場合は、内容を審査し適当と認めるときは、助成金を当該請求のあった日から起算して30日以内に当該指定施術者に支払うものとする。

(決定通知書の有効期限及び返還)

第12条 決定通知書及び利用券（以下「決定通知書」という。）の有効期限は、当該交付を受けた日の属する年度限りとする。

2 利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに市長に決定通知書を返還しなければならない。

- (1) 本市の住民でなくなったとき。
- (2) 利用者が死亡したとき。
- (3) 身体障がい者の障がい程度が該当しなくなったとき。

（利用券の適用除外）

第13条 利用者が保険給付の対象となる医師の発行する同意書によって、はり、きゅう、マッサージ等の施術を受けたとき、又は受けられるときは、利用券を使用してはならない。

（指定施術者の変更）

第14条 施術者は、施術者指定証の内容に変更が生じた場合は、速やかに、マッサージ等施術者指定証記載事項変更届（様式第7号）を、市長に届け出なければならない。

（施術者の辞退）

第15条 指定施術者が指定を辞退しようとするときは、辞退しようとする日の1月前までにマッサージ等施術者辞退届（様式第8号）に施術者指定証を添えて、市長に届け出なければならない。

（助成の取り消し等）

第16条 市長は、利用者及び指定施術者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成を取り消し、又は既に助成した金額の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

- (1) 利用券を不正に利用したとき。
- (2) この告示の規定に違反したとき。
- (3) その他市長が不相当と認めるとき。

（譲渡又は担保の禁止）

第17条 利用者は、この告示による助成を受ける権利を譲渡し、又は担保に供してはならない。

（その他）

第18条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の原町市介護予防・生活支援事業実施規則（平成12年原町市規則第25号）の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成23年告示第9号）

(施行期日)

1 この告示は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の南相馬市マッサージ等施術費助成事業実施要綱の規定は、施行の日以後に決定するマッサージ等の施術費の助成から適用し、同日前に決定したマッサージ等の施術費の助成は、なお従前の例による。

別表（第8条関係）

南相馬市マッサージ等施術費助成事業

利用券交付基準

交付月	枚数	備考
4月	6	
5月	6	
6月	5	
7月	5	
8月	4	
9月	4	
10月	3	
11月	3	
12月	2	
1月	2	
2月	1	
3月	1	